



平成21年 5月28日

各 位

会 社 名 昭和ゴム株式会社
代表者名 取締役社長 重田 衛
(コード番号 5103 東証第二部)
問合せ先 取締役総務部長 佐藤 一石
(TEL. 04-7131-0181)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年5月28日開催の取締役会において、平成21年6月29日開催予定の定時株主総会において、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

下記(1)から(6)の理由により、所要の変更を行うものであります。

- (1) 現行定款第1条(商号)、第2条(目的)について、現在の事業を強化し、又、今後海外等でM&Aを実施していく上で、当社に持株会社としての機能を持たせる為に所要の変更を行うものであります。
- (2) 現行定款第4条(公告方法)につきまして、電子公告を行うことに変更はございませんが、事故等の場合の対応を、より迅速、且つ安価で行うことを考慮し、所要の変更を行うものであります。
- (3) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)(以下「決済合理化法」といいます。)が、平成21年1月5日に施行され、上場会社の株式は振替制度に一斉移行(いわゆる株券電子化)がなされましたので、それに伴い所要の変更等を行うものであります。

(第7条(株券の発行)、第8条(単元株式数及び単元未満株券の発行)、第9条(株主名簿管理人)、第10条(株式取扱規則)、附則第1条～第3条)

- (4) 当社はガバナンスの強化と、意志決定の迅速化を目的として、委員会設置会社への移行を行う予定でありますのでそれに伴い、現行定款の下記条項につきまして所要の変更等を行うものであります。

1. 変更

第10条(株式取扱規則)、第12条(株主総会)、第13条(招集権者及び議長)、第18条(員数)、第20条(任期)、第22条(代表取締役及び役付取締役)、第23条(取締役会の招集権者及び議長)、第24条(取締役会の招集通知)、第25条(取締役会の決議方法等)、第26条(取締役会の議事録)、第28条(報酬等)、

2. 削除

第30条(監査役及び監査役会の設置)、第31条(員数)、第32条(選任方法)、第33条(任期)、第34条(常勤の監査役)、第35条(監査役会の招集通知)、第36条(監査役会の決議方法)、第37条(監査役会の議事録)、第38条(監査役会規定)、第39条(報酬等)、第40条(監査役の責任免除)、第45条(執行役員)

- (5) 当社は現在業績改善を行い、将来の復配を目指しておりますが、現行定款の第47条(剰余金の配当)、第48条(中間配当)、49条(剰余金の配当等の除斥期間)につきまして、より柔軟な配当政策と、期末配当と中間配当の条項をまとめたことにより、所要の変更等を行うものであります。

(6)その他、上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 本会社は昭和<u>ゴム株式会社</u>と称し、英文では<u>S HOWA RUBBER CO., LTD</u>と表示する。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 本会社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>25. <u>焼却炉・溶融炉等の製造販売及びメンテナンス</u></p> <p>26. <u>空調機器の製造・販売</u></p> <p>27. <u>研磨・塗装等の作業を目的とした真空吸着自走式ロボットの製造・販売</u></p> <p>28. <u>損害保険の代理業並びに生命保険の募集に関する業務</u></p> <p>29. <u>光ファイバーコネクタ・フェルール等の情報通信関連製品の開発、製造、販売</u></p> <p>30. <u>未公開企業、上場会社、投資ファンド等に対する投資事業・経営コンサルティング事業</u></p> <p>31. <u>投資ファンドの設立による投資事業</u></p> <p>32. <u>前各号に付帯又は関連する事業</u></p> <p>(公告方法)</p> <p>第4条 本会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、<u>日本経済新聞</u>に掲載する方法により行う。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第7条 <u>本会社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(単元株式及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第8条 本会社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 本会社は昭和<u>ホールディングス株式会社</u>と称し、英文では<u>Showa Holdings Co.,Ltd.</u>と表示する。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は次の事業を営むこと<u>及び次の事業を営む会社(外国会社を含む。)、組合(外国における組合に相当するものを含む。)、その他これに準ずる事業体の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。</u></p> <p style="text-align: right;"><u>削除</u></p> <p style="text-align: right;"><u>削除</u></p> <p style="text-align: right;"><u>削除</u></p> <p>25. (現行どおり)</p> <p style="text-align: right;"><u>削除</u></p> <p>26. (現行どおり)</p> <p>27. (現行どおり)</p> <p>28. (現行どおり)</p> <p>(公告方法)</p> <p>第4条 本会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、<u>官報</u>に掲載する方法により行う。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(株券の発行)</p> <p style="text-align: right;"><u>削除</u></p> <p>(単元株式及び単元未満株券の<u>権利制限</u>)</p> <p>第7条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: right;"><u>削除</u></p> <p>2. (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(株式名簿管理人)</p> <p>第9条 本社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. (条文省略)</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第10条 本社の株券の種類ならびに株式の名義書換、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱及び手数料は、法令または本定款のほか、<u>取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第11条 (条文省略)</p> <p>(基準日)</p> <p>第12条 本社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2. 前項に定めるほか、必要があるときは、<u>取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</u></p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第13条 株主総会は、<u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>2. <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し議長となる。</u></p> <p>第14条 ～ (条文省略)</p> <p>第17条</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第18条 本会社に取締役<u>8</u>名以内を置く。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 (条文省略)</p>	<p>(株式名簿管理人)</p> <p>第8条 (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>削除</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第9条 本社の株式の名義書換、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱及び手数料は、法令または本定款のほか、<u>代表執行役が定める株式取扱規則による。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第10条 (現行どおり)</p> <p>(基準日)</p> <p>第11条 本社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2. 前項に定めるほか、必要があるときは、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第12条 株主総会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、取締役会議長がこれを招集する。取締役会議長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる</u></p> <p>2. <u>株主総会においては、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により選定された執行役がその議長となる。議長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の執行役が議長となる。</u></p> <p>第13条 ～ (現行どおり)</p> <p>第16条</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第17条 本会社に取締役<u>15</u>名以内を置く。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第18条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</p>
<p>(取締役会の設置)</p> <p>第21条 (条文省略)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 <u>代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</u></p> <p>2. <u>取締役会の決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することが出来る。</u></p>	<p>(取締役会の設置)</p> <p>第20条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会議長)</p> <p>第21条 <u>本社は、取締役会の決議により、取締役会議長を定める。</u></p>
<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会議長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>取締役会議長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>3. <u>前2項の定めにかかわらず、委員会がその委員の中から選任するものは取締役会を招集することができる。</u></p> <p>4. <u>第1項及び第2項の定めにかかわらず、執行役は法令の定めに従い取締役会の招集を請求し、またはこれを招集することができる。</u></p>
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>取締役及び各監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の決議方法等)</p> <p>第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>2. 本会社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が当該決議事項に異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>	<p>(取締役会の決議方法等)</p> <p>第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>2. 本会社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第26条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役及び監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p> <p>2. 前条第2項の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第25条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p> <p>2. 前条第2項の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。</p>
<p>(取締役会規程)</p> <p>第27条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として本会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、<u>株主総会の決議</u>によって定める。</p>	<p>(取締役会規程)</p> <p>第26条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として本会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、<u>報酬委員会の決議</u>によって定める。</p>
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役及び監査役会の設置)</p> <p>第30条 <u>本会社は、監査役及び監査役会を置く。</u></p> <p>(員数)</p> <p>第31条 <u>本会社に監査役4名以内を置く。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第32条 <u>監査役は株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: right;"><u>削除</u></p> <p style="text-align: right;"><u>削除</u></p> <p style="text-align: right;"><u>削除</u></p> <p style="text-align: right;"><u>削除</u></p>

現行定款	変更案
<p>(任期)</p> <p>第33条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p><u>削除</u></p>
<p>(常勤の監査役)</p> <p>第34条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p><u>削除</u></p>
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第35条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要がある場合はこの期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	<p><u>削除</u></p>
<p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第36条 <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要がある場合はこの期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	<p><u>削除</u></p>
<p>(監査役会の議事録)</p> <p>第37条 <u>監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</u></p>	<p><u>削除</u></p>
<p>(監査役会規程)</p> <p>第38条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	<p><u>削除</u></p>
<p>(報酬等)</p> <p>第39条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p><u>削除</u></p>

現行定款	変更案
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第40条 <u>本会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2. 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、700万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p style="text-align: center;">新設 新設</p> <p style="text-align: center;">新設</p> <p style="text-align: center;">新設 新設</p> <p style="text-align: center;">新設</p> <p style="text-align: center;">新設</p> <p style="text-align: center;">新設</p>	<p style="text-align: center;"><u>削除</u></p> <p style="text-align: center;">第5章 <u>委員会</u></p> <p>(各種委員会の設置)</p> <p>第29条 <u>本会社は、指名委員会、監査委員会および報酬委員会を置く。</u></p> <p>(各委員会規則)</p> <p>第30条 <u>各委員会に関する事項は、法令、定款または取締役会に定めるものの他、各委員会が定める委員会規則による。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 <u>執行役</u></p> <p>(執行役の選任)</p> <p>第31条 <u>執行役及び代表執行役は、取締役会の決議により選任する。</u></p> <p>(執行役の任期)</p> <p>第32条 <u>執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会が終結した後最初に招集される取締役会終結の時までとする。</u></p> <p>(役付執行役及び権限・分掌)</p> <p>第33条 <u>取締役会は、その決議により、執行役会長1名、執行役副会長1名、執行役社長1名、執行役副社長、専務執行役及び常務執行役各若干名を定めることができる。</u></p> <p><u>2. 取締役会は、執行役の職務の分掌及び指揮命令関係その他執行役の相互の関係に属する事項を定めることができる。</u></p> <p>(執行役の報酬)</p> <p>第34条 <u>執行役の報酬等は、報酬委員会の決議によりこれを定める。</u></p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">新設</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>(会計監査人の設置)</p> <p>第41条 (条文省略)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第42条 (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第43条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第44条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第6章 執行役員</p> <p>(執行役員)</p> <p>第45条 <u>執行役員は、取締役会において選任する。</u></p> <p><u>2. 執行役員は取締役の決定した業務の執行を行う。</u></p> <p><u>3. 取締役会及び取締役は、執行役員の職務の執行を監督しなければならない。</u></p> <p><u>4. 執行役員に関する事項は、定款に定めるもののほか、取締役会において定める執行役員規定による。</u></p> <p style="text-align: center;">第8章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第46条 (条文省略)</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第47条 <u>剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。</u></p>	<p>(執行役の責任免除)</p> <p>第35条 <u>本公司は、執行役(執行役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任につき、その執行役が職務を行うにつき善意にしかつ重大な過失がない場合には、取締役会の決議により、賠償責任額から法令の定める最低責任賠償額を控除して得た額を限度としてこれを免除することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第7章 会計監査人</p> <p>(会計監査人の設置)</p> <p>第36条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第37条 (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第38条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第39条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">削除</p> <p style="text-align: center;">削除</p> <p style="text-align: center;">第8章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第40条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当等)</p> <p>第41条 <u>本公司は、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。</u></p> <p><u>2. 本公司は、毎年3月31日または9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「配当金」という。)を行う。</u></p> <p><u>3. 本公司は、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を株主総会の決議によっては定めない。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(中間配当)</p> <p><u>第48条</u> 本会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>(剰余金の配当等の除斥期間)</p> <p><u>第49条</u> 剰余金の配当及び中間配当は、支払い開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</p> <p style="text-align: center;">新設</p>	<p style="text-align: center;"><u>削除</u></p> <p>(剰余金の配当等の除斥期間)</p> <p><u>第42条</u> 配当金は、支払い開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</p> <p style="text-align: center;"><u>附則</u></p> <p><u>第1条</u> 当会社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせ、当会社においては取り扱わない。</p> <p><u>第2条</u> 当会社の株券喪失登録名簿への記載または記録は、法令または定款にさだめるもの他、代表執行役が定める株式取扱規則による。</p> <p><u>第3条</u> 本附則第1条から本条までの規定は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</p>

3. 日程

定時株主総会開催予定日 平成21年6月29日
定款一部変更の効力発生予定日 平成21年6月29日

以 上